○金ケ崎町保育の実施に関する規則

平成２７年３月３１日

規則第１４号

別表２（第６条関係）

保育料基準額表

<table>
<tr><td colspan="4">各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分</td><td colspan="2">保育料（月額）</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td><td colspan="2">３歳児未満</td></tr>
<tr><td>階層区分</td><td colspan="3">定義</td><td>保育標準時間</td><td>保育短時間</td></tr>
<tr><td>A</td><td colspan="3">生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td><td>円
０</td><td>円
０</td></tr>
<tr><td>B</td><td colspan="3">当年度分の市町村民税非課税世帯</td><td>０</td><td>０</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C１</td><td rowspan="13">当年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額の区分が右欄の区分に該当する世帯</td><td rowspan="2">均等割の額のみの世帯（所得割の額のない世帯）</td><td>ひとり親世帯等</td><td>２，５００</td><td>２，５００</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>５，０００</td><td>４，７００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">C２</td><td rowspan="2">４８，６００円未満</td><td>ひとり親世帯等</td><td>２，５００</td><td>２，５００</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>１０，０００</td><td>９，５００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D１</td><td rowspan="2">４８，６００円以上６０，７００円未満</td><td>ひとり親世帯等</td><td>３，４００</td><td>３，２００</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>１４，０００</td><td>１３，３００</td></tr>
<tr><td rowspan="2">D２</td><td rowspan="2">６０，７００円以上７７，１０１円未満</td><td>ひとり親世帯等</td><td>３，４００</td><td>３，２００</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>１６，４００</td><td>１５，５００</td></tr>
<tr><td>D３</td><td colspan="2">７７，１０１円以上８４，９００円未満</td><td>１９，４００</td><td>１８，４００</td></tr>
<tr><td>D４</td><td colspan="2">８４，９００円以上９７，０００円未満</td><td>２３，０００</td><td>２１，８００</td></tr>
<tr><td>D５</td><td colspan="2">９７，０００円以上１１５，０００円未満</td><td>２７，０００</td><td>２５，６００</td></tr>
<tr><td>D６</td><td colspan="2">１１５，０００円以上１３３，０００円未満</td><td>２９，０００</td><td>２７，５００</td></tr>
<tr><td>D７</td><td colspan="2">１３３，０００円以上１５１，０００円未満</td><td>３３，６００</td><td>３１，９００</td></tr>
<tr><td>D８</td><td colspan="2">１５１，０００円以上１６９，０００円未満</td><td>３７，８００</td><td>３５，９００</td></tr>
<tr><td>D９</td><td colspan="2">１６９，０００円以上１９９，０００円未満</td><td>４０，０００</td><td>３８，０００</td></tr>
<tr><td>D１０</td><td colspan="2">１９９，０００円以上２４６，０００円未満</td><td>４４，０００</td><td>４１，８００</td></tr>
<tr><td>D１１</td><td colspan="2">２４６，０００円以上３０１，０００円未満</td><td>４７，０００</td><td>４４，６００</td></tr>
<tr><td>D１２</td><td colspan="2">３０１，０００円以上３９７，０００円未満</td><td>５１，０００</td><td>４８，４００</td></tr>
<tr><td>D１３</td><td colspan="2">３９７，０００円以上</td><td>６０，０００</td><td>５７，０００</td></tr>
</table>

備考

1　保育料は、利用児童と生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の前年度分の市町村民税の課税額の合算額に応じ、世帯の階層区分の認定を行い、決定する。

2　この表の市町村民税の適用については、４月から８月までの間は、この表中「当年度分」とあるのは「前年度分」と読み替えるものとする。

3　この表のC１階層からD１３階層における地方税法第２９２条第１項第２号の所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７、第３１４条の８、同法附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は適用しないものとする。

4　ひとり親世帯等とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）　母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）に規定する配偶者のない者に扶養されている利用児童がいる世帯

（２）　次のいずれかに該当する者のいる世帯

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２３８号）第１５条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ　療育手帳制度要綱（昭和４８年9月２７日厚生省発児第１５６号厚生事務次官通知）に定める療育手帳の交付を受けている者

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（平成２５年法律第１２３号）第４５条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１２３号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受給している者

（３）　保護者の申請に基づき生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

5　世帯の階層区分を証明することができない場合は、D１３階層に該当するものとみなした保育料とする。

6　保育料の区分は法第２０条第３項の規定により認定した次に掲げる保育必要量によるものとする。

（１）　保育標準時間　１月当たり平均２７５時間まで（１日当たり１１時間までに限る。）

（２）　保育短時間　１月当たり平均２００時間まで（１日当たり８時間までに限る。）

7　C１階層からD１３階層までに該当する世帯であって、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が２人以上いる場合において、次の各号に揚げる場合の児童の保育料は、次の各号に定める額とする。

（１）　特定被監護者等のうち最も年齢が高い場合（最も年齢が高い児童が２人以上いる場合は、そのうち１人とする。）　保育料基準額の欄に定める額

（２）　前号に掲げる場合以外の場合　０円

８　児童が月の中途で入所し、又は退所した場合の保育料は、町長がその事情を認めた場合は、この表に定める額に当該月の入所日数（入所日数が２５日を超えるときは２５日とする。）を乗じ、２５で除して得た額（１０円未満の端数は切り捨てる。）とする。

９　府令第５８条第４号に規定する内閣総理大臣が定める場合に該当し、臨時休園等により保育の提供がなされない場合の保育料は、この表に定める額にその月の臨時休園等の日を除く開所日数を乗じ、２５で除して得た額（１０円未満の端数を切り捨てる。）とする。